

神戸市外国語大学学内 LAN 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学の教職員及び学生（大学院生、大学院聴講生、研究生、外国人研究生及び科目等履修生を含む）の教育、研究及び事務の一層の向上に資することを目的として、学内に設置された情報ネットワーク（以下「学内 LAN」という）の管理、運営及び利用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める学内 LAN とは以下に定める基幹ネットワーク及び支線ネットワークから構成されるものをいう。

- (1) 基幹ネットワークは、学内の各建物間及び学外のインターネットへ接続するための LAN ケーブル、ルータ・ハブ等のネットワーク機器及びサーバー等の管理機器で構成される。
- (2) 支線ネットワークは、基幹ネットワークに接続された学内施設内の LAN ケーブル、ネットワーク機器及びその管理機器で構成される。

2 前項の物理構成と同時に、教員、学生、事務局、図書館等の利用目的により論理的にも構成される。

(利用者)

第3条 学内 LAN に接続されたコンピュータから学内 LAN を利用できる者は以下のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（大学院生、大学院聴講生、研究生、外国人研究生及び科目等履修生を含む）
- (3) その他情報処理施設等運用委員会委員長が承認した者

第2章 管理組織

(管理及び運営)

第4条 学内 LAN の管理及び運営については、情報処理施設等運用委員会がこれを所掌する。

2 情報処理施設等運用委員会の委員長を学内 LAN の運営責任者とする。

(情報処理施設等運用委員会の職務)

第5条 情報処理施設等運用委員会は学内 LAN の適正な管理及び運営を図るため、次の事項を審議する。

- (1) 学内 LAN を利用した本学における情報処理教育の調査及び研究
- (2) 本学における学内 LAN の教職員及び学生に対する研修の計画及び実施
- (3) 学内 LAN の運営管理に係るその他の事務

(ネットワーク管理者)

第6条 学内 LAN の運営責任者を補佐し、円滑な運営を行うため、情報処理施設等運用委

員会のもとにネットワーク管理者を置く。

2 ネットワーク管理者は、情報処理施設等運用委員会の選任した者をもってこれに充てる。
(ネットワーク管理者の職務)

第7条 ネットワーク管理者は、学内 LAN の論理構成における教育、研究を目的とする範囲において次の各号に掲げる業務を行い委員会に報告しなければならない。

- (1) 学内 LAN の維持及び学内 LAN と学外のネットワークとの接続調査研究
- (2) 学内 LAN の利用資格認定に係る事務
- (3) 緊急時における学内 LAN の管理及び運営
- (4) 学内 LAN のセキュリティ管理

2 ネットワーク管理者は、学内 LAN の基幹ネットワークと前項の範囲における IP アドレスの管理及び割り当てを行う。

(機密保護)

第8条 ネットワーク管理者をはじめとする学内 LAN の管理、運用及び支援に従事する者は、学内 LAN 上にある利用者の個人情報および通信内容を保護しなければならない。

(事実調査)

第9条 ネットワーク管理者は、利用者が学内からの不正アクセスによって学内外に被害を及ぼし、その事実関係の検証のため利用記録の開示を第三者から求められた場合、以下の場合のみ開示することができる。

- (1) 本人の同意が得られた場合
- (2) 情報処理施設等運用委員会の審議を経て、教授会で承認を得られた場合

第3章 学内 LAN の利用

(接続)

第10条 学内 LAN に機器を接続できる者(以下「設置責任者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) その他情報処理施設等運用委員会委員長が承認した者

(接続の承認)

第11条 学内 LAN にコンピュータを接続するときは、ネットワーク管理者に所定の申請書により申請を行い、承認を受けなければならない。

2 サーバーを接続するときは、前項に加えて情報処理施設等運用委員会の承認を受けなければならない。

3 設置責任者が接続変更及び廃止するときは、ネットワーク管理者に所定の申請書により申請を行い、承認を受けなければならない。

4 申請の窓口は、図書館情報システム担当とする。

(設置責任者の管理責任)

第12条 設置責任者は、次の責任を負う。

- (1) 学内 LAN に接続された機器等の管理責任
- (2) 学内 LAN に接続された機器等の利用者の監督責任

(遵守事項)

第 13 条 学内 LAN にコンピュータを接続した者及び学内 LAN の利用者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、条例及び学内規程を遵守し、不正アクセスを行わないこと。
- (2) 教育活動、研究活動及び事務以外の目的で学内 LAN の利用をしないこと。
- (3) 学内 LAN の運営に支障を及ぼすような利用をしないこと。
- (4) その他情報処理施設等運用委員会が学内 LAN の利用について定めた事項

(利用の停止)

第 14 条 学内 LAN にコンピュータを接続した者及び学内 LAN の利用者が、次の各号に該当した場合、情報処理施設等運用委員会はその者の利用を停止することができる。

なお、緊急事態が発生した場合には、ネットワーク管理者は利用資格の停止について専決処分をすることができる。但し、この場合、ネットワーク管理者は必ず情報処理施設等運用委員会に報告しなければならない。

- (1) 前条の遵守事項に違反した場合
- (2) 学生が卒業した場合
- (3) 学生が停学及び退学した場合
- (4) 教員が退職した場合
- (5) 職員が退職又は他の部局に異動した場合
- (6) その他、情報処理施設等運用委員会が認める場合

(損害賠償)

第 15 条 学内 LAN の利用に際して、故意又は過失により学内 LAN に損害を与えた利用者は損害賠償の責を負う。

(再審査の申し出)

第 16 条 第 14 条に定める利用の停止につき当該処分に不服のある者は、情報処理施設等運用委員会へ再審査を申し出ることができる。

(雑則)

第 17 条 本規程の改正は、情報処理施設等運用委員会の議を経て、本学教授会がこれを行う。

附 則

この規程の適用により、1990年4月1日大学規程第1号の神戸市外国語大学 CAI 教室利用規程第5条2項、3項及び第9～12条はその効力を失う。

附 則

この規程は、1995年10月4日から実施し、1995年10月4日から適用する。

附 則

この規程は、2003年2月19日から実施し、2003年2月19日から適用する。